

## 【新潟食料農業大学大学院 食料産業学研究科】修士論文審査基準

### 1. 修士論文審査基準

修士論文の審査基準は①研究テーマの妥当性 ②研究方法の妥当性 ③論文構成の妥当性 ④独創性・創造性 の4項目として審査を行うこととする。また、各項目の審査基準は以下のとおりとする。

#### ① 研究テーマの妥当性

食料産業における問題解決を目指し、その趣旨及び目的が明確で、学術的あるいは社会的な意義を有するものであること。

#### ② 研究方法の妥当性

研究倫理を遵守した上で、研究に必要となるデータ・情報や資料などが適切に収集され、その処理及び統計・分析などが適切になされていること。また、先行研究を適切に理解し、当該研究との関連性及び相違点を踏まえた研究がなされていること。

#### ③ 論文構成の妥当性

修士論文の趣旨及び構成が明確かつ適切であり、結論に至る展開に論理性・一貫性が認められること。また、目次や章立て、引用、図表、注釈等の体裁が適切であり、語句の表記や文章表現が的確であること。

#### ④ 独創性・創造性

研究の内容及び結論に、独創性及び創造性が認められること。

### 2. 修士論文審査方法

修士論文の審査を希望する大学院生は、2年次の12月に「修士論文審査願」を提出する。そして「修士論文審査願」が提出された学生に対し、研究科教授会にて審査員2名（主査；1名、副査；1名）を審議の上決定する。なお必要に応じ副査を2名以上とする場合も、その全員について研究科教授会にて審議し決定する。審査員は、定められた修士論文審査基準に従い審査を行い、可否を決定する。

### 3. 修士論文審査基準の公表について

修士論文審査基準は、学生にも予め公表することとする。また研究科教授会で決定された審査員についても予め公表する。これらの一連の審査及び公表により、修士論文審査の厳格性及び透明性を担保する。